

## 令和2年度 第2回 長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：令和3年3月23日（火）午後1時30分～15時30分まで
- 2 出席者  
委 員：一由貴史、犛山典生、閻 小妹、小林広美、清水恵美子、  
菅沼 尚、中島 敏、西澤みち子、花岡賢一、増田英子  
長野県：県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課）

### 1 開 会

（事務局 鷹野補佐）

皆様、お忙しい中、御出席ありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから長野県人権政策審議会を開会させていただきます。

事務局を担当いたします人権・男女共同参画課の鷹野でございます。どうぞよろしく願いします。

本日の開催も、前回同様新型コロナの感染拡大の防止の観点から、リモート開催とさせていただきます。円滑な進行となりますよう、事務局といたしまして十分留意してまいります。至らない点があるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思っております。

なお、会議の内容を録音して議事録を作成いたしますことから、発言の際はマイクのボタンをお使いいただきますとともに、発言前にはお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。本日の審議会でございますが、7名の委員のリモート出席、3名の委員の御出席によりまして、計10名の委員の皆様にご出席いただいております。長野県附属機関第6条第2項の規定によりまして、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

### 2 あいさつ

（事務局 鷹野補佐）

それでは、開会に当たりまして、長野県県民文化部長増田隆志から御挨拶を申し上げます。

（増田県民文化部長）

長野県の県民文化部長の増田でございます。本日はありがとうございます。機材の都合で、

掛けたままで失礼して御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方には、平素から県政のいろいろな面で、御支援、御協力を賜りまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

この審議会は、先月の1日に引き続いての開催ということで、大変御多忙のところ、御出席あるいはリモートでの御参加を頂戴いたしまして、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

前回の審議会では、本年度の令和2年度の県の人権政策について御審議をいただいたところですが、その際に私のほうから、県の人権施策を見直してさらに進めていく必要があると申し上げたところでございます。

本日は、改めて当審議会、そして委員の皆様方に、人権政策推進の基本的方向性について、併せて、犯罪被害者等支援条例について御意見を頂戴してまいりたい旨、お願いを申し上げたいと存じます。そして、この場でまた御審議を頂戴してまいりたいと考えております。

私が申し上げるまでもなく、このコロナ禍で、改めて人権課題が浮かび上がりました。また、今日の状況を見ますと、様々な人権課題に私たちの社会が直面しているということを改めて強く感じているところでございます。長野県にとりましても、一人一人の尊厳が守られて、自分らしく生きて、可能性を追うことができる社会の実現に向けた重要な局面にあると受け止めているところでございます。

どうぞ、人権が守られる長野県の実現に向けまして、委員の皆様方に、豊富な御経験や専門的な知見、あるいは現場に即した御意見等を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(事務局 鷹野補佐)

それでは、事務局から御連絡申し上げます。議事に入ります前に、リモート参加の委員の皆様にお願いでございます。お手数ですが、御発言の際はマイクのミュートを解除に、終わりましたらミュートへ操作をお願いいたします。

ここで、今回初めて御出席いただいております清水恵美子委員を御紹介申し上げます。

清水委員、お手数ですが、マイクのミュートを解除していただきまして、自己紹介をお願いいたします。

(清水委員)

初めまして、松本市教育委員会でスクールソーシャルワーカーをやっております清水と申します。よろしく願いいたします。

(事務局 鷹野補佐)

清水委員、ありがとうございました。

次に、県側の出席者でございますけれども、増田県民文化部長のほか、事務局を担当いたします人権・男女共同参画課の柳沢課長以下の職員でございます。出席者の職氏名は、県関係出席者名簿のとおりでございます。

なお、本日でございますが、関係課職員の出席はございません。委員の皆様からの関係課の回答が必要な御意見がございました場合につきましては、後日、意見を関係課に照会いたしまして、回答は文書等にて委員の皆様にお送りいたしますので、御了承ください。お願いいたします。

続きまして、議事に入る前に資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしてあります資料につきましては、資料1、資料4-1、併せまして資料4-2、それから増田委員提出資料の以上4点でございます。

それから本日の配付資料ということで、リモート参加の皆様には先週メールでお送りいたしました。会議次第、審議会委員名簿、県関係出席者名簿、そのほか資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料3の以上7点でございます。

なお、資料につきましては、説明の際には画面上でも共有いたしますので、お手元の資料とともに御覧くださいませようお願いいたします。

続きまして、本日の日程ですが、進行は次第に沿って進めさせていただき、終了はおおむね午後3時30分頃を予定しておりますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

念のため議事におけるお願いを再度申し上げます。発言の際は最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。カメラは常時オンのまま、マイクにつきましては発言時のみミュートを解除、質問・意見等がある場合につきましては、チャットに発言希望とお名前を書き込んでいただきますようお願いいたします。こちらで確認いたしまして、会長が指名いたしましたら御発言をお願いいたします。

なお、音声聞き取れないなどのトラブルが生じた場合につきましても、その旨をチャットに書き込んでいただきましたら、可能な範囲で対応させていただきますのでよろしくようお願いいたします。

### 3 議 事

- (1) 報告事項 令和2年度人権に関する県民意識調査の報告書について
- (2) 審議事項 人権政策の重要事項の調査審議について

(事務局 鷹野補佐)

それでは、これより議事をお願いします。

一由会長お願いいたします。

(一由会長)

一言御挨拶を申し上げます。本日は、本年度第2回の審議会となります。本審議会は、人権政策に関する重要事項について調査審議するために設置されております。

本日は、具体的な審議事項が事務局から示されておりますので、委員の皆様におかれましては、県の人権施策が今後一層効果的に推進されるよう、それぞれの立場から、忌憚のない御意見をいただき、活発な審議会となるよう御協力お願いいたします。

簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を進行させていただきます。

まず、審議会の運営について確認をお願いいたします。傍聴についてですが、審議会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくこととします。

審議会の議事録については、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を御確認いただき、修正等あれば修正の上、会議からおおむね1か月以内に県のホームページで公開することといたします。また、議事録では、発言者の氏名が表記されます。以上の2点につきまして、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、知事から人権政策の重要事項について調査審議の依頼があります。

よろしく申し上げます。

(増田県民文化部長)

それでは、依頼文を私のほうから読み上げさせていただきますと思います。

長野県人権政策審議会会長一由貴史様。長野県知事阿部守一。人権政策推進の基本的方向性及び犯罪被害者等支援条例の検討について依頼。

県では、人権が尊重される長野県づくりを目指し、平成22年2月に策定した長野県人権政策推進基本方針に基づき、様々な人権課題の解消に向け施策を推進しています。社会情勢の変化に伴い多様化する人権課題に対応した施策を推進していくためには、人権政策推進の方向性について改めて検討する必要があります。

また、突然の犯罪被害により様々な困難を強いられる犯罪被害者等を救済するためには、特化条例を制定し、支援の在り方を考える必要があります。

つきましては、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記、一つ、人権政策推進の基本的方向性について。二つ、犯罪被害者等支援条例について。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(一由会長)

ただいまお読みいただいた依頼文を、私のほうで受け取りました。依頼文の写しを各委員にお配りいたします。

それでは、依頼の事項について、事務局から説明をお願いいたします。

(人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画課長の柳沢でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、私のほうから説明申し上げます。

まず、審議会に依頼しました事項について、その審議方法等について御説明申し上げます。当審議会は、長野県附属機関条例第2条の規定により設置され、その担任する事務は、人権政策に関する重要事項の調査審議、及び知事に対する意見の申述となっております。

ただいま人権政策推進の基本的方向性について、及び犯罪被害者等支援条例についての二つの事項をお願いしましたが、これらについて調査審議の上、知事へ意見申述をいただくこととなります。

このうち、犯罪被害者等支援条例につきましては、検討に当たり専門的知識が必要と考えられること、かつ速やかに制定をしていきたいことから、前回2月1日の審議会の際に、犯罪被害者等支援施策の充実について、専門家の御意見を伺いながら、条例の制定も含めて検討していくと説明したところです。今般、その方法として当審議会に部会を設けて検討いただいた上で、審議会としての意見申述をお願いしたいと考えております。

まず、犯罪被害者等支援条例の全国の制定状況について御説明いたします。資料2-3を御覧ください。

本年3月17日現在で取りまとめました犯罪被害者等支援に特化した条例の全国の制定状況を表した資料でございます。左側の列、特化条例の制定の有無の列を御覧いただきたいと思いますが、特化条例が制定されている都道府県を○、現在制定作業を進めているところを△で表しております。最下段に数字が書いてございますが、御覧のとおり、制定済みが26、制定予定が9と、35の都道府県で条例の整備が進められている状況にあります。

また一番右側の列、まちづくり条例の列を御覧ください。これは、いわゆる安全・安心のまちづくり条例と言われる条例でございます。その制定状況をお示ししております。これらの府県では、このまちづくり条例の中で犯罪被害者への支援について規定をしております。

しかしながら、最近では、千葉県、新潟県、香川県など、まちづくり条例を制定している県においても、被害者支援の特化条例が制定されるなど、全国的に特化条例の制定に向けた動きが活発化しております。

本県の場合を見ますと、まちづくり条例の制定がなく特化条例も未制定という状況でございます。本県のように、いずれの条例も整備されていない県は、広島県、宮崎県、鹿児島県でございますが、宮崎県、鹿児島県については、特化条例制定予定となっております。また、広島県についても制定に向けて動き出していると伺っております。

このような状況の中、昨年は、坂城町で発生した事件において、被害者の御遺族が大変つらい思いをなされるという事案が発生いたしました。この事件を受け、坂城町では昨年9月、犯罪被害者等支援条例を制定したところです。このようなことは、県民誰もが遭遇する可能

性のあることであり、県民の人権を守るためにも早急に制定していく必要があると考えております。

具体的な検討方法でございますが、附属機関条例の第7条では、附属機関に執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができるとの規定がございます。速やかな条例制定を進めるため、この規定により、当審議会に検討部会を設けて調査審議をしまいる予定としております。

また、検討部会は審議会の中に置くものでございますので、検討部会での検討結果については、審議会に報告いただいた上で、審議会として知事に意見申述いただくこととなります。

資料 2-1 を御覧ください。現在調整しております部会の設置要綱案でございます。検討部会は、犯罪被害者支援の研究者のほか、法律や心理の専門家など、専門的な知見を持つ5名で構成する予定で、現在最終的な人選を進めているところでございます。

資料 2-2 をお願いいたします。現在想定しております条例の検討スケジュール案でございます。5月から検討を始め、都合3回で取りまとめ、10月には審議会では結果を報告し、審議会からの意見申述を頂戴したいと考えております。意見申述を受けました後は、速やかに条例制定がなされるよう、県議会の議案提出等、必要な手続きを取ってまいる予定としております。

説明は、以上でございます。

(一由会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明のとおり、犯罪被害者等支援条例については部会を設置して検討していただいて、その結果についてこの審議会では報告を受けた上で、審議会としての意見をまとめて知事に対して申述していきたいと思っております。

今の点について、御質問等があればお願いします。

特にないですかね。よろしいですか。

では、特段御質問等はないと見受けましたので、事務局からの御提案のとおり部会を設置して検討いただくということにしたいと思っております。御了解のほどお願いします。

続きまして、人権政策推進の基本的方向性についてという件を審議いたします。

この点について、事務局から御説明をお願いします。

(人権・男女共同参画課 柳沢課長)

人権・男女共同参画課の柳沢でございます。

人権政策推進の基本的方向性について御説明申し上げます。審議会に依頼申し上げました人権政策推進の基本的方向性について御審議いただくに当たりまして、関係する事項等についての説明ということでございます。

最初に、今回調査審議をお願いしました検討スケジュールについて御説明を申し上げます。

す。資料3をお願いいたします。

現在予定しておりますスケジュールは、資料3で御覧のとおりでございます。まず、本日、調査審議をお願いいたしまして、説明の後、大きな方向性等についての御意見を頂戴したいと考えております。

年度が変わりましたら、5月から6月にかけて、当事者団体からの意見聴取を行いたいと考えております。聴取する団体につきましては、4月以降、その候補について委員の皆様へ御意見をお伺いさせていただきたいと考えております。

いただきました御意見を参考に、聴取団体を決定、また事務局において日程調整等をした上で、事務局にて意見聴取を行ってまいる予定としております。聴取しました意見につきましては、随時取りまとめの上、委員の皆様へ御提供させていただきますので、調査審議の参考にさせていただければと思います。

8月に、来年度第1回目となります審議会を開催しまして、課題の整理や方向性の検討を行っていただきます。10月の第2回の審議会でも整理した方向性について、御意見、御調整いただきまして、12月の3回目の審議会において基本方針の改定案を固め、意見申述いただきたくと考えております。1月には、審議会からいただいた意見をもとにパブリックコメントを実施しまして、3月に基本方針の改定を行いたいと考えております。

この辺は、検討状況によりましてスケジュールの変更というのはあるかと思いますが、またその際、随時委員の皆様にも御相談しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、今年度実施いたしました県民意識調査の結果について御説明をします。

前回の審議会では取りまとめた結果について、速報ということで簡単に説明させていただいているところでございますが、本日は、年代別などの分析結果についても御説明をさせていただきます。

あらかじめ、お送りしております資料1をお願いしたいと思います。

まず、資料の1の3ページをお願いいたします。調査の概要についてでございます。

この調査は、県の人権政策の在り方を検討するための基礎資料ということで、県内の満16歳以上の男女2,000人を対象として実施し、1,300人から回答がありました。回収率は65%ということでございます。平成27年に実施いたしました前回調査では49.7%ということでございましたので、15.3%の増加となっております。

回収率が上がった背景としては、調査時期が令和2年9月23日から10月7日ということで、新型コロナ感染予防のために外出自粛が呼びかけられていた中での調査ということもあったかと考えているところでございます。

9ページは、問1の(1)人権に対するイメージを尋ねた設問でございます。「重要だと思う」「少し重要だと思う」の合計は94.3%で、前回調査より2.1ポイント高くなっております。年代別では、16歳から19歳で「重要だと思う」が92.5%と、唯一9割を超えております。

次に、10 ページで、問1の(2) 人権と自分との関係を尋ねております。「関係が深いと思う」「少し関係が深いと思う」の合計は 70.3%で、前回調査と比較しますと、合計は 8.4 ポイント高くなっております。以前より、人権について自分事として考える意識が高まっていると考えられます。

背景として、新型コロナウイルスの感染拡大の中で、感染者の情報として、プライバシーが公にされることなどといったことがあったのかもしれませんが、本人や他人の件について考える機会が増えたということであればいいのかなというふうに思いますが、そんなような背景があると考えております。

11 ページの問2の(1) では、人権問題に関心を持っているかを尋ねております。「関心がある」「少し関心がある」の合計は 87%で、前回とほぼ同様の傾向となっております。

次に、12 ページの問2の(2) では、「人権問題に関心がある」と答えた方にそのきっかけを尋ねています。「新聞・テレビ・インターネット等による差別や偏見を扱った報道」が 71.5%と最も高く、次いで、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う差別や誹謗中傷」が 64% というような形でございました。

この項目は今回新たに設けた項目ですので、前回との単純な比較はできませんが、今回調査の回収率が前回調査より大きく上がったことや、10 ページの(1)(2) の人権と自分との関係で、「関係が深い」と考える人の割合が高くなった背景として、新聞・テレビ等で差別を扱った報道、また、新型コロナに伴う誹謗中傷というようなことで人権問題に関心が高まったことが考えられると思います。

また、16 歳から 19 歳では、他の年代と異なり、学校における人権教育は 73.3%と最も高くなっております。9 ページの問1の(1) では、16 歳から 19 歳で「人権教育は重要だと思う」と答えた人が、唯一 9 割を超えていたことと併せまして、人権教育の重要性というものを出しているというふう考えております。

次に、14 ページの問3では、御自身の人権が侵害されたと思ったことの有無を尋ねております。前回調査からは、6.9 ポイント低くなっております。

15 ページの問4では、人権が侵害されたと思った方に、その内容を尋ねております。パワーハラスメントが 45.9%、悪口・うわさが 43.7%と高くなっております。特に、パワハラの前回調査と比較して 14.8 ポイント高くなっており、これは 30 代、40 代においては、特に高くなっております。

23 ページまでをお願いいたします。問5では、「あなたは今の長野県は人権が尊重される長野県になっていると思うか」と尋ねています。回答者本人の意識を聞くため、「前回調査の長野県は人権意識が定着した住みよい県ですか」という設問から変えて尋ねていますが、「そう思う」「少しそう思う」の合計は 27.5%で、前回調査と比較すると 8.2 ポイント低くなっています。

この調査の一方、14 ページの問3では、自身の人権が侵害されたと思うことは低くなっているという結果が出ておりますが、人権問題への関心の高まりが自身の人権侵害のみな



らず、周囲の状況も見聞きする中で、このような結果になっているのではないかと考えております。

その意味で、本県が目指す人権が尊重される長野県づくりには、まだ課題が多い状況であるのではないかと考えております。

24 ページ、問 6 では、県の人権啓発活動の効果を検証するため、見聞きしたことがある啓発活動を尋ねております。「テレビ番組・ラジオ番組による啓発」が 48.7%、次いで、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人権大使・各選手からのビデオメッセージ」が 32.8% となっております。

今年度は、例年 12 月の人権週間において参加者を集めて開催している人権フェスティバルを、新型コロナ対策として密集を避けるため、教育評論家の尾木直樹氏出演によるテレビ番組放映に変更するなど、啓発方法を工夫して実施してまいりました。

また、県内スポーツチーム 4 チームに県の人権大使を委嘱しまして、CM 出演やポスター出演などお願いしているところですが、今年度は差別や誹謗中傷を防止するメッセージを、県ホームページ、またはチームの SNS へいち早く発信していただいております。

県としても、県民に親しみやすく人権について発信するために、スポーツ連携は重要と考えておりましたが、今年度はより効果的に県民に届いたものと感じております。

一方で、「どれも知らない」という答えも 32.7%ありまして、特に、16 歳から 19 歳、20 歳代では 5 割以上となっております。この発信、啓発については、さらなる工夫が必要というふうに考えております。

次に、28 ページをお願いいたします。問 8 では、身の回りで起きている人権問題について尋ねています。前回調査では、日本における人権に関わる次の事柄について、あなたの関心のあるものはどれですかという設問でしたが、実際に県内で起きている人権問題を尋ねるために、設問を変更しております。

結果、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題が最も高く、次いで、障がい者、インターネットによる人権侵害となっております。

年代別に見ますと、16 歳から 19 歳、20 歳代、30 歳代では、インターネットによる人権侵害が最も高くなっております。

33 ページ、問 10 では、子供に関して起きている人権問題を尋ねております。いじめを行うことに次いで、親が子供を虐待することという順で高くなっております。特に前回と比較して、「教師が児童・生徒に対し体罰や暴言を加えること」が 21.5 ポイント高くなっております。

次に、37 ページ、問 12 では、障害者に関して起きている問題を尋ねています。ここでは、理解が足りないということを感じている方が最も高くなりました。

次いで、41 ページ、問 14 では、日本に居住している外国人に関して起きている問題を尋ねております。言語が異なるため、保健・医療・福祉等の日常生活に必要な情報の取得等ができないことが 50.4%、就職等で不利な扱いをすることが 39.5%と多く、前回よりそれぞれ

れ 7.1 ポイント、16.3 ポイント高くなっております。一昨年度の台風災害、また、今回の新型コロナウイルスなどによりまして、課題が顕在化したのではないかというふうと考えております。

次いで、47 ページ、問 17 では、犯罪被害者等に関する人権問題について尋ねています。報道や SNS 等によってプライバシーに関することが公にされ、私生活の平穏が保てなくなることが 63.2%と最も高くなり、前回と同様の項目でそれぞれ高くなっております。何らかの人権問題があるということが認識されていると思います。

一方で、「わからない」というのも 21.7%と、前回より 4.5 ポイント高くなっております。

次に、51 ページ、問 19 では、LGBTQ 等の性的少数者の方々に関して起きている問題を尋ねています。理解が足りないことが 54.6%と最も多く、前回より 17.4 ポイント高くなりました。また、「わからない」も、5.6 ポイント低くなりましたが、引き続き 32.5%と多く、LGBTQ 等の性的少数者の方々についての認識・理解が低いことを表していると考えております。

次に、55 ページ、問 21 では、SNS をはじめとしたインターネットに関して尋ねています。「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が 86.4%、出会い系サイトなどによる交流が犯罪を誘発する場となっていることが 65.8%、「プライバシーに関する情報を掲載すること」が 62.5%と多くなっております。

また、「わからない」や、「人権問題は特にない」は減少しておりますが、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が 17 ポイント、「差別を助長する表現を掲載すること」が 16 ポイントなど、全ての項目で高くなっております。

57 ページ、問 22 ではインターネット上に不適切な情報が掲載されていることに対して、どのようなことが必要だと思うか尋ねています。削除依頼等をしやすい仕組みを整えることが 70.6%、法律を整備して規制することが 68.5%と多くなっています。特に、削除依頼等をしやすい仕組みを整えることは、前回より 30.7 ポイント高くなっています。

39 ページの問 13 のアイヌの人々、43 ページの問 15 の HIV 感染者等、45 ページの問 16 のハンセン病患者・元患者等、59 ページの部落差別等の同和問題、これらの間に対しては、「わからない」という回答が最も多くありました。各課題に対して、どういったことが問題なのか理解が不足しているということが分かりました。当事者が抱える困難に対して理解を進めていくための啓発・教育が必要だと考えているところです。

次に、61 ページ、問 24 では、同和問題を知ったきっかけを尋ねています。「学校の授業で学習した」が 41.9%で最も高く、前回とほぼ同様となっております。

66 ページ、問 27 の（2）では、同和問題を解決するために必要な取組を尋ねています。教育・啓発活動を積極的に行うが 47.1%と、前回から 10.2 ポイント高く、最も多くなっています。一方で、前回最も多かった「学習会等へ積極的に参加するなど、県民自らが人権意識を高める努力をする」が前回より 16.8 と、8 ポイント低い 22.6%となっております。

68 ページ、問 28 では、効果的な啓発広報活動について尋ねております。テレビ・ラジオが、いずれの年代でも最も高い回答割合で、全体では 54.6%となっております。前回と比

較すると、講演会や研修会は 10.9 ポイント低い 35.5%となっております。特に 20 歳代から 40 歳代で、3 割に満たない状況ということになっております。

設問についての説明は以上でございます。

資料の 71 ページからは、資料編として、回答数のデータや自由記述の内容を添付しております。

このうち自由記述のところを少し触れたいと思います。104 ページの中段やや下のところで、20 歳代の女性の学生さんの回答で、「人権に関わるさまざまな問題があるということは知っていたが、その全てを理解していないということをアンケートを答える中で実感した」とか、109 ページの中ほどやや下、40 歳代男性の回答で、「このアンケートを通じて知らなかったことがわかった」といったような意見もございました。

この県民意識調査自体が、ある意味人権問題を考える啓発の機会になったのではないかと感じているところです。

この部分は、今回の意識調査の実施に当たりまして、事前に設問の立て方、表記の仕方等、委員の皆様から細かい視点で様々な御意見をいただいて、精査して設問を設定することができた結果ではないかと考えているところです。改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、人権政策の方向性について御審議いただく参考として、人権政策推進基本方針、現在の人権政策推進基本方針策定以降の法律・条例、社会の動きなどをまとめた資料について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

資料 4-1 をお願いをいたします。この資料は、人権政策推進基本方針の第 5 章、分野別施策の方向性のうち、分野ごとの具体的施策の方向の部分抜粋して記載しているところです。分野ごとの記載の後ろに、点線の四角の枠で基本方針策定後の法律・条例・計画・社会の動きなどを記載する形で、変化を整理してございます。記載は十分ではなく、漏れもあるかと思いますが、点線の枠内を中心に説明をさせていただきます。

まず、4-1 の 1 ページ目になりますが、基本方針全体に関わる部分でございます。いわゆる SDGs についてでございます。2015 年に国連で採択されました「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すということが掲げられています。ここで示された持続可能な開発目標、SDGs の内容は、人が生きることと関連しており、人権がベースにあると考えております。基本方針においても、この SDGs を反映していく必要があると考えております。

また、現行の本県の総合整備計画の「しあわせ信州創造プラン 2.0」においても、SDGs と関連づけるとともに、六つの基本方針の一つである「誰にでも居場所と出番のある県づくり」の中で、人権を尊重する社会づくりを目指すとしているところでございます。

次に、同和問題についてでございます。四角の枠は次のページでございます。

基本方針策定後の大きな変化としましては、平成 28 年 12 月、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたということが挙げられます。この法律では、地方公共団体の責務と

して、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされております。

令和元年12月には、法施行から3年となるのを機に、部落差別の解消に向けた知事メッセージの発信をしたところでございます。

また、この四角の一番上に○で記載されている行でございますけれども、情報化社会における新たな課題については、インターネット上での差別を助長するような書き込みについて課題というふうに認識して、対応等を検討しているところでございます。

次に、外国人についてです。

枠内にありますとおり、昨年度末、長野県多文化共生推進指針2020を策定しましたほか、多文化共生相談センターの設置や、外国人材受入企業サポートセンターの開設などの取組を進めているところでございます。

一方で、先ほど説明をいたしました県民意識調査の結果でも、言語が異なるため情報の取得や相談がしにくいといったことが問題として回答している方が多かったように、外国人にも伝わりやすい日本語の普及なども、併せて必要ではないかというふうに考えております。

次のページ、女性についてでございます。

これまで男女共同参画計画や、配偶者からの暴力防止及び被害者のための支援基本計画を策定しまして、固定的性別役割分担意識の解消や、政策方針決定過程の女性の参画、あらゆる暴力から女性の人権を守る環境づくり等に取り組んできております。

平成27年には、「児童虐待・DV24時間ホットライン」を開設。28年には、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」を設置。31年には、「にんしんSOSながの」を設置したところでございます。

次のページ、子供についてでございます。

全国的には、いじめ防止対策推進法や、子供の貧困対策の推進に関する法律の施行などがございました。

県においても、平成26年に長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例を施行し、平成27年には子ども支援センターを開設するとともに、平成27年の長野県いじめ防止対策推進条例や、28年の長野県子どもを性被害から守るための条例などにより、子供を守る取組を進めているところです。

また、資料上は次のページの高齢者のほうに記載をされておりますけれども、いわゆるヤングケアラーといったものについても問題意識を持っているところでございます。

次のページ、高齢者でございます。

県では長野県高齢者プランを策定し、長野県長寿社会開発センターを中心に、シニア大学などの生きがいづくり活動を行うなど、高齢者が生きがいを持って住み慣れた地域で最後まで自分らしく生きられるよう取組を進めてきているところでございます。

次に障がい者です。

障がい者につきましては、平成 28 年に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする差別、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供が禁止されました。

県では長野県障がい者プランを策定し、障がい者への理解と権利擁護の推進に取り組んできています。また、障がいのある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指す条例について、現在検討が進められているところでございます。

次に、HIV 感染者やハンセン病元患者等についてです。

国では、令和元年のハンセン病家族訴訟における国家賠償を命じる熊本地裁判決により、ハンセン病元患者・家族に対する補償金の支給等に関する法律が制定されました。

また、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が一部改正され、元患者だけでなく、その家族も名誉回復等の対象に追加されております。

県では、ハンセン病療養所訪問交流事業などによりまして、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に取り組んできています。

また、感染症に関しては、今年度、新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷等が大きな問題となりました。県では、感染症に伴って差別が生まれる仕組みを学び、自らの行動を振り返ってもらう「ココロのワクチンプロジェクト」などに取り組んできているところでございます。

次に、犯罪被害者等についてでございます。

これまで県では、県警や関係機関、市町村と連携して被害者の支援に取り組んできているところでございますが、先ほど説明しましたとおり、犯罪被害者等支援条例も含め、支援施策の充実について検討部会で検討いただく予定としております。そこでの検討結果について、反映をしていきたいと考えております。

次に、アイヌの人々についてでございます。

国では平成 30 年にアイヌ民族支援法を制定し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進について、国や自治体が責務を負うということを定めています。

次に、性的指向及び性同一性障害についてでございます。

県では昨年度末、性の多様性を尊重するための職員ガイドラインを策定し、性的マイノリティーの皆さんへの理解促進に取り組んでいるところです。

国においては、改正労働施策総合推進法の中で、労働者の性的嗜好等の暴露についてパワハラの一類型として規定し、防止措置が企業に義務づけられました。また先週には、同性婚が制度化されていないことは憲法第 14 条の法の下での平等に違反するとの判決も出されるなど、社会全体の意識の変化といったものもうかがえるところでございます。

次に、インターネットについてです。インターネット上の、あるいはインターネットのツールを用いた人権侵害が問題ということですが、現在は、分野を問わず、SNS 等によるデマや誹謗中傷の拡散などが大きな課題となっています。

現在の基本方針に定められている分野ごとの変化等は以上でございます。

次のページには、基本方針と比較する形で、令和3年3月時点の法務省の啓発活動強調事項と、平成23年に閣議決定された人権教育啓発に関する基本計画における人権課題の分野別項目をお示ししてございます。加えるべき分野があるのかなどについて、御審議いただく際の参考にしていただければと思います。

また、資料4-2においては、各分野別政策に関する県の取組の主な資料をお示しさせていただきます。これも併せて参考にしていただければと思います。

人権政策推進基本方針策定以後の法律・条例・計画・社会の動きなどについての説明は以上でございます。

なお、資料や説明でお示しした変化が全てではございません。漏れもあろうかと思えます。委員の皆様のお気づきの点、不足する点などについても併せて御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(一由会長)

ありがとうございました。

今のお話に関連して、増田委員さんから資料の提出をいただいております。資料の一番後ろのところにあるかと思いますが、増田委員さん、少し説明お願いしてもよろしいでしょうか。

(増田委員)

資料を提出しました小児科の増田です。

お手元の増田提出資料、A4の書類1枚を御覧ください。「コロナ禍にあっても、可能な限り子どもの権利を守ることが必要です。しかし、現状ではそうなってはいません」と書いてある資料です。お手元にありますか。

こどもの権利条約は、1989年に国連で採択され、1994年に日本でも批准・発効しています。この条約では、子供には生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などと定めています。

このうち育つ権利とは、教育を受ける、医療や生活への支援を受ける、友達と遊びながら健やかに成長する権利のことです。

ところが、2020年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴って、子供が健やかに育つ環境が脅かされています。日々成長を続ける子供は旬の生き物です。旬の生き物である子供にとって、その月日は大人の月日とは全く異なります。

小児科医は、集団生活を含めた子供の日常生活に必要な以上の制限が加えられていると感じています。

必要以上の制限について少し補足します。子供はコロナにかかっても症状が軽いことが多く、これまで日本国内での20歳未満の死亡例はありません。重症例もありません。そして、子供の感染例の多くは、学校等ではなく家庭内感染です。

またインフルエンザと異なって、コロナでは子供が感染の中心ではありません。学級閉鎖や学校閉鎖がコロナの感染拡大防止に有効という証拠もありません。

コロナ禍にあっても集団生活を含む子供の生活環境をできるだけ維持していただきたいと思っています。

以上のことから、国や自治体がコロナ対策を計画し、実行する際には、できるだけ子供の権利を損なわないように意識していただきたいと思います。

資料の一番最後に、日本小児科学会が今年1月に一般向けに公開した提言をお示しします。四つの提言のうち、保育所・幼稚園・学校での生活を維持することを第一の項目に挙げています。

私からの発言は以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。増田委員さん、今のこのお話というのは、その基本方針の改定にも関連してという位置づけでよろしかったでしょうか。

(増田委員)

ここ1年間の子供の置かれた環境を見ていますと、小児科医として、子供の人権が侵されているというのをぜひ人権政策審議会の皆さんにお伝えしたいと思って、私からお願いして資料を提出しました。

また、今回議題になっています人権政策の方向性に関しても、様々な社会状況の下で、人権が揺らいだときにどういうふうに対応すればいいかということにもつながるのではないかと思いました。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

それではここで、感染症対策のためもありまして、一旦換気の時間を取らせていただいて休憩ということにさせていただきます。時間は約10分間ということで、今私の時計で31分ですので、2時40分ぐらいを目安に再開したいと思います。リモート出席の委員の方々も休憩ということでお願いします。

< 休 憩 >

(一由会長)

それでは、休憩前に引き続いて議事を再開したいと思います。

先ほど事務局から御説明がありました基本的な方向性、基本方針の制定以降の新たな社

会の動きとか、あるいは個別の分野に関しては法律が制定されたりもしているということ  
を踏まえて、どうしていくかということについて、各委員から御意見をお伺いたいと思いま  
す。

やり方も少し考えましたが、分野ごとにこれはどうですかとやるよりは、各委員のそれぞ  
れ専門というか、お詳しい分野もあると思いますので、個別の課題ごとというよりは、話題  
が飛んでも構わないと思いますので、関心があるところとか、詳しいところ、それ以外でも  
いいのですけれども、御意見を適宜出していただければと思います。

あるいは、そもそも意見の前提として、今ここは県のほうではどういう取組をされている  
んですかとか、そういう質問も、これは後日回答ということになると思いますが、併せて出  
していただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。

増田委員さん、お願いします。

(増田委員)

先ほど事務局から御説明いただいた資料 4-1 の一番後ろのページについて意見を申し上  
げます。

人権課題の分野別項目について、国と長野県の項目が表になっているものです。長野県の  
分野別施策の方向性、1 番に同和問題が挙げられています。恐らく御批判もあると思いま  
すが、これについて発言します。

いろいろな項目の中で、これを 1 番に掲げるということは、いまだにこれを最初に挙げな  
ければならないような状況にあるということ、ほかの都道府県や国に対してメッセージ  
を送っていることになるのではないのでしょうか。

項目をどの順番で出すかについて、御検討いただきたいと思います。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。項目の順番についての御意見ということですね。具体的には、  
順番を入れ替えたほうがいいのかという御意見ですか。

(増田委員)

そのとおりです。

(一由会長)

増田委員さんは、何かこれがというのはございますか。

(増田委員)



女性と子供をもっと上位に上げていただきたいと思います。

(一由会長)

女性と子供ですね。項目立ての順番ということについて、今、御意見が出ました。大きなところだとは思いますが、この辺は、ほかの委員さんで御意見があれば。

西澤さん、どうぞ。

(西澤委員)

私は法務局で、人権擁護委員として相談を受けています。法務省の啓発活動強調事項の17項目はここ2～3年同じですが、人権問題を誰かの問題ではなくて自分の問題として考えて人権を尊重することの大切さを考えていけるような取組をすることで、「誰かのことじゃない」ということをキャッチコピーとして活動しています。

私たちは、いろいろ県の皆様とともに啓発活動もしております。どんな啓発活動を御存じですかという調査の中で、人権大使とスポーツ球団との啓発活動があり実施していますが、やはりその年代層にも、もう少し子供の中で活動できる取組もしていきたいとか、活動の充実を図りたいということを感じています。それから相談窓口につきましては、解決にすぐつながるものではありませんが、その解決の方向性を見だせる方策として、やはり私たちだけでなく、県関係、市町村関係と横のつながりというものをしっかり結んで、一歩でも進んだ施策ができればいいなと思っています。

相談を受けたときに、専門だから次どうぞというたらい回しではなく、やはり横のつながりで、解決策に向けた方向性を見だせる取組をしていきたらいいなと願っております。現状から、今、感じている御意見を申し上げました。

(一由会長)

ありがとうございます。

関係機関、国であるとか県であるとかという違いはあるとしても、相談者からすればたらい回しの形ではなく、自分の悩み事に合った相談先が適切につないでもらえるようなことが望ましいということ、御経験から踏まえて御指摘いただいたということですね。ありがとうございます。

先ほど項目の順番の問題が出ましたけれども、その話でも結構ですし、ほかの観点からでも結構ですが、御意見ありましたらお願いします。

菅沼委員さん、お願いします。

(菅沼委員)

よろしくお願ひいたします。菅沼です。

項目についてですけれども、やはりもう一度全体の項目立てを再検討していただければ

と思っています。

その中で、10番目が「様々な人権課題」という形で、(1)から(5)までありますが、こここのところの状況を見れば、(3)の性的指向及び性同一性障害については、項目を別立てにしたほうがいいのではないかという印象を持っています。

それから、発言をさせていただいたので、併せてその項目立てとは違うところですが、質問を含めてですがよろしいでしょうか。

(一由会長)

LGBTのところを、その他の人権課題ではなくて独立した項目に格上げしてはどうかという御指摘ですね。

(菅沼委員)

そうです。

ではもう一つだけ、質問も含めてですが、障がい者のところです。ここに挙げられているのは、現在の方向性かと思うのですが、「障害者」の「害」というのを、この10年のうちに漢字からひらがなに変えるというような形になっていたと思いますが、その辺がこの文章を見ると整理されていないと思います。

そここのところの基準というのがあれば示していただきたいと思ひますし、新しいものをつくるどころでは、このところの統一を図っていただきたいなというのを読んでいて思いましたので、付け足しで発言をさせていただきます。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

二つ目の御指摘は、質問にもなっているかもしれませんが、あの資料の中で「障害者」の「害」という字がひらがなになっている部分と漢字のままになっている部分があり、そこについては表記を統一したほうがいいのではないかという御指摘、これは、具体的には多分ひらがなに統一したほうがいいのではないかという御指摘と、今、理解したんですが、菅沼委員の御指摘はそういう趣旨でよろしいですか。

(菅沼委員)

多分法律的なものについては、もう漢字のまま使わなくてはいけない部分が残っているのかもしれませんが、基本的にはひらがなということだろうと私は思っていますが。

(一由会長)

そうですね。厳密に法律で漢字表記されているものは確かにそう引用せざるを得ないの

かもしれないですが、それ以外のところは、できるだけひらがなで統一したほうがいいんじゃないかということですね。ありがとうございます。

ほかの委員さんは、御意見はいかがでしょうか。

小林委員さん、お願いします。

(小林委員)

今、順番のお話がありましたけれども、そこに付け加えて、やはり時代の流れというか、時代の背景に沿って順番を考えていったほうがいいなという御意見には私も賛成で、あと、先ほど最初に犯罪被害者の方の条例のお話もありましたけれども、ここもやはり先ほどのLGBTの話と一緒にすけれども、「様々な人権課題」の中にそれもやはり括弧書きに入っていたりするものもあるので、全体的な項目立ての見直しというのは必要なのかなというふうに感じました。

(一由会長)

ありがとうございます。項目とかその順番の話ですね。

ほかにございますか。

増田委員、発言希望ということでお願います。

(増田委員)

人権政策の方向性の先ほどの表に、また話を戻させてください。

この表にはいろいろな人権課題が項目で述べられていますが、昨年からは新型コロナウイルス感染症に伴って社会状況が変化して、平時とは違う人権問題が出てきました。これ以前にも、大震災や原子力発電所の事故など、社会状況が大きく変わったときに人権が守られなくなる事態になっています。

まだ遠い先、あるいはないかもしれませんが、戦争が近くなったときなど、社会状況が大きく変わったときに人権をどういうふうに守っていったらいいのかという視点も必要だと思うのです。

今ここに挙がっているのは平時の課題となる人権について羅列してあるわけですから、新しい項目としてつけていただくかななくても、例えば、前文でそこに触れていただくとか、何か一言入れてもらいたいのではないかと思います。

去年1年間の社会状況を見ながら、社会状況が変わればこんなふうには人権は軽んじられるんだなという場面が幾つもありました。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。今のお話は、平時のことを念頭に置いた方針なんだけれども、

コロナ禍とか、あるいは大きな自然災害であるとか、そういった緊急における人権というものにも触れたほうがいいのではないかという御趣旨ですか。

(増田委員)

そのとおりです。以上です。

(一由会長)

ありがとうございます。

では、犛山委員さん、お願いします。

(犛山委員)

外国人の関係です。ここに医療通訳者の人材養成と書いてありますが、今、県内には医療通訳者はどれぐらいいらっしゃって、またどれぐらいの病院に何人ぐらい配属されているか、そういうことがお分かりになれば教えていただきたいのですけれども。

(一由会長)

それはすぐには回答が難しいと思いますので、事務局から関係課にそういう御質問があったことを伝えていただきます。

(犛山委員)

分かりました。結局、外国人の方も、いざ病気等になったときに、医療通訳者がいないと恐らく意思疎通もできない中で、どうしても外国人の目から見れば、日本人の県民、国民も含めて、英語をもっとしゃべればという意識は多分あるんじゃないかと思うんです。

当然、医療通訳者の方をもっと増やしていただきたいし、外国人との多文化共生のための理解を深めるのと同時に、日本人の英語教育も、一般的な話ぐらいは話せるような教育、ちょっとこの場からは離れてしまうかもしれませんが、そういうことも含めて、日本人に対する教育を進めたほうがいいのではないかと思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

(一由会長)

ありがとうございました。外国人の関係で御意見をいただきました。

チャットのほうで閻委員から、「増田さんの意見に賛成します。非常時期の人権侵害問題も随時発信していけばよいと思います」と、増田さんの先ほどの意見に賛成という御意見ですね。

あと、発言希望で清水委員さん、お願いします。

(清水委員)

お願いします。先ほどの順番の問題も含めてですが、最初の御説明の中にアンケートを行って、初めて人権の問題を知ったという若い方が多いという部分では、この順番というのが誰が見てもすぐに分かるとか興味を持つような順番にさせていただくほうが身近なものになるんじゃないかなというふうに感じています。

子どもの問題に関しては、有事でも平時でも、やはり社会の中で一番人権侵害を受けるのは子どもたちです。私も学校現場に行っていてすごく感じるので、やはり子供の部分に関してはもう少しフォーカスを当てていただけると、皆さんが興味を持つところかなというふうに思いますので、その順番も含めて、子どもの部分に関してもう少し皆さんに興味を持っていただけるような配置にさせていただけるとありがたいというふうに感じています。

以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。今のはアンケートの仕方の問題、プラス、基本方針の項目の順番、両方ということでしょうか。

(清水委員)

そうですね。

(一由会長)

やはり子どもの問題をもうちょっと上位に持ってきたらどうかというような。

(清水委員)

そうですね。若い方たち、特にこれから子育てに向かうような年代の方たちにも権利という部分を知っていただくと、もちろん虐待の問題であったり、子どもの学校内のいじめというところにも少し意識が変わってくるかなというふうに思いますので、その部分で、女性・子どもというのは、かなり上位での位置づけにさせていただけるといいかなというふうに思います。

(一由会長)

女性と子どもについての御意見ですね。

花岡委員さん、お願いします。

(花岡委員)

よろしいでしょうか。長野県の人権政策推進基本方針、これは平成22年2月策定ということで、大分ここから社会が大きく変わってしまっているというか、その状況の中で改定に

向かうに当たって、先ほどの表でいうと、法務省の啓発活動の強調事項という形で令和3年3月時点で示されたものがあります。真ん中の欄を見ても、大体順序が国に準じているという形があって、これは上から重要な順ということではないはずです。

そうすると、やはり総務省が示している強調事項の番号に準じた形で改定をしていったほうが、県として後ろ盾といたしますか、全国的な流れに乗れるという形で私は取ったんですが、そういった形の対応といたしますか、検討はできるのかどうなのか。

総務省の指針の16番、17番など長野県の中には入っていないところがあるわけですが、そういったところも含めて、人権というものについては考えなければいけないのかなというふうに思ったので、これから1年かけて検討していく内容ですので、提案というか、お答えいただけるのであればお願いしたいなと思った次第です。お願いいたします。

(一由会長)

今の点は事務方に対するご質問ですが、答えられますか。順番の話だと思うのですが。

(人権・男女共同参画課 柳沢課長)

この項目の順番につきましても、審議会の委員の皆様の見解を踏まえて決めていきたいというふうに考えております。何らかのルールがあるわけではございませんので、国に準じなければいけないということもありませんし、逆に国に準じるというのでも結構ですし、それは、委員の皆様から様々御意見いただく中で整理して決めていただければと思います。

以上です。

(一由会長)

今の説明ですけれども、花岡委員さん、よろしいですか。

(花岡委員)

やはり国に準ずる必要性というか、そういったことではなくて、長野県独自という形、ある意味、私たち議会のほうで提案するときには、「尖った」という言い方をするときがあるんですが、長野県に即している、長野県の問題に特化したような形の基本方針が示されるのであれば、私とすれば望ましいことでもあります。

また、これから意見がいろいろ出てくる中で検討していただきたい内容であることは間違いないと思いますので、引き続きお願いさせていただければと思います。

以上です。

(一由会長)

分かりました。

ほかの方は御意見ございますか。

閣委員さんお願いします。

(閣委員)

33 ページの調査票のことですが、前に増田さんも、それから清水さんもおっしゃったように、やはり長野県の子どもの権利について重要なポイントがあるのですが、教師が児童・生徒に対して体罰や暴言を加えることが、ここまで増加しているということは驚きです。

これは、多分学校だけじゃなくて、県民も注意している、つまり教師の問題がここまで特別に、本来教師は子どもを守る立場なのに、これは加害者になっているように受け取れます。

これは大きな問題で、ぜひ子どもの権利については、特に学校での人権問題など、それぞれ講演などで啓発等はやっているのですが、教師になる人に対して、特に子どもの権利について強調していかないといけないと思います。前回初めて知ったのですが、長野県の自殺者の中でも児童が多かったということも驚きです。

それから、もう一つ、ここまで率直に子どもが自分の意見を言うことは、とても良かった、そして、学校にとっても重要なことであると思います。子どもに対しての意見をまとめる資料がありましたが、中学生は大したことじゃなくて、むしろ小学生、小学5年生の段階では、もう自分がこれから大学には行けないとか、経済的にすごく困っていることが身にしみている、つまり、大学生のお兄さんやお姉さんが無料で自分の勉強の面倒を見てもらいたいという希望、このくらいの希望は、やはり県の教育方針でちゃんと応えて、すぐに応えられるところで、私たちは応えていかないといけない。経済的にどうやって支援するのか、いろいろな貧困問題もあるのですが、大学生を動員して、ボランティアで子どもに無料で教育するのはすぐできると思います。もっと言えば、大学生も進んでやってくれると思います。大いにやってもらいたいと思っています。

この2点です。以上です。

(一由会長)

子供の関係で、教師による体罰とか暴言、子供の自殺者が多い問題、広い意味では子供の貧困、経済的な支援の問題についての御指摘ということですね。

では、中島委員お願いします。

(中島委員)

お願いします。中島です。

分野別のことが大変話題になっておりますが、私は一つ一つの人権課題について、重いか軽いかということでははかれないのではないかと思います。どれが大事でどれが大事ではないという優劣の問題で考えていくというよりは、私は、人権という普遍的なものをどう学んでいくか、そして一つ一つの課題で苦しんでいる人たちもいる、そのことについて学んでいかなければいけない、それを全く同じように考えていく必要があると私は思ってい

ます。

そういうことが足りないがために、一つだけの課題をあまり重視するみたいな形でいくと、次から次へといろいろな問題が起こってくるのはなぜかというところです。例えば、少し古くなると O-157 の問題が起きました。HIV のことが起きました。最近では原発、これも差別偏見の問題に発展しました。そして、ここ 1~2 年はコロナです。繰り返し繰り返しこういうものがどんどん出てくるわけです。そのもとは何なのかというところを考えていかなければいけないのではないかと。

そのために、先ほども出ていましたが、個々の課題というより、それも当然大事ですが、じゃあ、全体的に見た人権という普遍的な文化をつくっていくような、そういうものの基調の部分がないといけないと私も思っております。

ぜひ、そういう部分をしっかりとつakって、また啓発活動においてもそういうところを大事にしていく必要があると思っております。

長くなって申し訳ありませんが、先ほどの調査の中でお話ししていただいたように、どんな人権問題が起きているか分からないという人が多いのです。これが非常に多いということは、知らない、分からない人は差別や偏見を持ってもそのことに自分で気づけない。そして、周りを傷つけている自分に気づけないということになっていくわけです。こういった教育活動をきちんと表に出していく必要があるかと私は思います。

もう一つ言えば、そういう方たちのために、テレビやラジオで聞くことであるとか、または講演や研修を聞くことに重きを置くようになっていくんですけども、本当に自分の心に落ちるような、自分の生き方を問い返すような、自己的人権意識というものを見返しながら、人としてどう生きていくかという学びとなるものを、今回の改定のなかでつくってほしいと私は思います。

長くなりましたが以上です。

(一由会長)

ありがとうございました。

私以外では、まだ御発言いただけていない委員はいらっしゃらないですか。大丈夫ですか。私のほうも少し御意見を述べさせていただければと思います。

まず、項目についての御意見が幾つか出ています。私も基本的には先ほどの中島委員さんの意見と同じでありまして、確かに文書である以上は順番というものがどうしても発生するのはしょうがないのですけれども、私の理解では、特に序列を設けているものではないという、まず前提があると思っております。

例えば、現状では同和問題が一番あって女性とか子どもというのがその後に書いてあるわけですが、それは文章だから何かから書き始めなければいけないということ。もう一つは、この経過として、もともとこの人権政策審議会は、同和問題の審議会を発展的にほかの人権課題も取り込んで議論する場所にしましょうという歴史的な経過があつてのこ



とだと理解しておりますので、そういう意味では、長野県の状況も踏まえると、歴史的な経過からすると同和問題が最初に記載されているというのは、私としては理解できるところで、それ自体は、やはりもう重要だろうと思います。

もちろんほかの女性とか子供とか、新しい課題として LGBT であるとか、コロナであるとか、インターネットとかあるのですけれども、10 番に書いてあるから重要性が低いということではないということを前提にして、その項目の順番自体を入れ替える必要があるかどうかは、私個人としてはそこまではいいのかなとは思っております。もちろんほかの委員さんのお考えとかもありますので、先ほど伺いました。

あと個別の話として私からお願いしたいのは、先ほど菅沼委員さんから御指摘があったように、LGBTQ の問題については、やはり先ほど事務局からも御指摘があったように、裁判所も違憲判決を出すというような状況にまで社会が動いてきているし、今の方針にも少し触れられてはいますけれども、その他の課題の中に入っているの、ここについては独立の項目にして、既に長野県では職員のガイドラインということでとても良い内容であるということが前回の審議会でも御指摘があったと思うんですけど、既に長野県でも職員さんに向けて取組を先行していると。

具体的には、例えばトイレをどうするかとか、当事者の方にとってはとても切実な問題なんです、トイレは毎日のことですので。だからそういうことについて、県の職員だけではなくて、長野県全体でそういうことで悩む人が少しでも減るように、そういう意味では県政にそれを一つ格上げして、菅沼さんと同じなんですけれども、項目を独立してはどうかというふうに思っています。

もう一つは、アンケートを先ほど御説明いただきましたけれども、自分が受けている人権侵害で一番多かったのは 45.9% でパワハラでした。

これは、私が弁護士として普段業務をしている中でも相談が大変多くなっているという実感がございまして、やはり職場での人権侵害という意味では、セクハラというのは既に女性のところに入っているのですけれども、パワハラは別に男女にかかわらずあるということと、やはり県民が一番これが多いよというところがあるので、パワハラというのをどこかに付け加えたらどうかとは思っています。

ただ、現状の項目でパワハラにびったりくるものがない、あえて言うとならば、その他の人権課題というところになるんだろうと思います。

これはちょっと私の思いつきにすぎないので、事務局の御意見もあるし、ほかの委員さんの御意見ありますけれども、例えば、その他の人権課題にパワーハラスメント、ないしは職場の、あるいは働く人の人権課題というような形で入れ込むも一つありかなというふうには思っています。

どちらにしても、パワハラについては、県民の意識調査からしても一番声が上がっているところですので、県がもちろんできることというのは、国等の権限の問題もありますし、労基署などが基本的にやるべきことでしょうし、民と民の争いなら裁判、司法の問題ですし、

県がやることというのは啓発ですとか、企業に対する研修であつたりとかそういうことになってくるのかなと思いますけれども、何らかの言及はしてはどうかと思います。

それからもう一つ、子どもの性被害です。これも日々ニュースで見えるわけです。全然関係ない第三者から被害に遭う場合と、保護者から被害に遭う場合と両方あるのですけれども、どちらにしても子どもの一生に計り知れない被害というか悪影響をもたらす深刻な人権侵害だと思しますので、子どもの性被害については、やはり子どものところに明確に書き込んでいきたいなと思っております。

もう一つが、新型コロナです。アンケートの自由記載でも新型コロナの誹謗中傷であるとかインターネットとも絡みますけれども、深刻だという声がとてもあります。ですので、やはり新型コロナという言葉で書くかどうかはちょっと議論はあるかと思いますが、この状態がずっと続くかどうか、10年先も新型コロナがはやっているか分かりませんので書き方の問題はあるにしても、既に HIV とか感染症の項目がありますので、そこに新型コロナをはじめとする感染症によって、不当な偏見や誹謗中傷が起こらないようにするというような、そういうものを入れてはいかがかと思っております。

すいません、私ばかりしゃべって申し訳ありません。あとインターネットのことですけれども、これもやはり10年前と今とではインターネットの利用の仕方は全然変わってきていると思います。すごく速度が速い。やはり SNS です。Twitter とか Instagram とかいろいろなツールが、特に若い人の間にも普及していると。そこで起きてくる人権侵害。先ほどのコロナの問題とも絡むと思いますけれども、そこで根拠のない誹謗中傷、風評を流したりとか、あるいは部落差別とも関係しますけれども、公表されるべきでない資料をインターネットに流す。目的が営利なのか面白がってやっているかよく分からないところがありますけれども、どちらにしても真摯な目的とは思われないような資料を公表するというような事件も実際に起きて、裁判にまでなっていると。そういったインターネットのことも、少し現状に合わせてバージョンアップをしたほうがいいのかと思っております。

あと誹謗中傷ですが、先日の報道でも、長野県内の方が有名人の自殺した後にその遺族の方を誹謗中傷するようなことを書いて、東京の裁判所で裁判になっているというニュースがございました。やはりそういうところは、アンケートでもあつた啓発活動等がやはり重要で、子どもたちにインターネットの使い方をしっかり理解してもらおうということ。もちろん起きた後の対応も必要なんでしょうけれども、そういうところについて、もう少し現状に合わせてバージョンアップしていきたいと思っております。

私からは以上です。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

花岡委員さん、お願いします。

(花岡委員)

ちょっと時間が迫っている中で申し訳ないのですけれども、県議会の中でのこの審議委

員会の委員の配置が変わるということで、新年度から違う委員が来ることになっています。これは内々ですけれども、私はこれで委員が代わるということで、1年間大変お世話になりました。それがまず第一です。

それから、かなり人権政策の中で、ずっと長いこと続けてこられている中ですが、行政サイドが発信しているものが相手に届いていないのかなというところが多々見受けられるときがあります。

やはり発信していますということではなくて、受け取る側が受け取りやすいような、そういったものもツールとして考えていっていただきたいと思うので、提案させていただければと思います。

こちら側はやっていますよと、一方通行になってしまうケースが多くありますので、やはりこの自由記述を見ても、こういった機会がある、あったおかげでこういった問題について知ることができましたというありがたい意見を考えると、受け取る側のことを考えた発信も視野に入れての検討を提案させていただけたらと思いましたが発言いたしました。

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(一由会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見あればお願いします。よろしいですか。

では、時間的にもそろそろというところで、おおむね御発言いただいたかなと思いますので、今日の審議としては以上で終了したいと思いますですがよろしいですか。

では、本日の議事は以上となりますが、議事全体を通して、委員から何か御発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、委員各位には円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。事務局には、本日の委員からいただいた御意見と、今後、当事者団体から聴取する意見をもとに、基本方針の改定素案の策定をお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局へお返しします。

(事務局 鷹野補佐)

事務局でございます。

一由会長、議事進行いただきありがとうございました。

#### 4 その他

(事務局 鷹野補佐)

続いて、次第の4、その他についてでございます。

事務局から2点御連絡を申し上げます。

まず、次回開催日程についてでございます。

資料3にございましたように、8月に開催したいと考えております。現在のところ、事務局の案でございますが、8月26日木曜日を開催予定としていきたいと考えております。委員の皆様スケジュールの確保をお願いいたします。

もう一点です。当事者団体からの意見聴取でございます。

4月以降意見聴取を行います当事者団体の候補につきまして、事務局から委員の皆様へメールで御意見をお伺いいたします。あらかじめ御承知いただきたいと思っております。

連絡事項につきましては以上ですけれども、よろしいでしょうか。

本日釐山委員からの御意見で、関係課の回答ができなかった部分でございます。後日、意見を関係者に照会いたしまして、回答を文書にて委員の皆様へ送り出しますので御了承いただきたいと思っております。

## 5 閉 会

(事務局 鷹野補佐)

それでは最後に、柳沢人権・男女共同参画課長から閉会の挨拶を申し上げます。

(人権・男女共同参画課 柳沢課長)

委員の皆様には、本日、県の人権政策につきまして貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

人権政策の基本的な方向性については、これから本格的に調査審議をお願いすることになります。引き続き、それぞれの立場から御意見を頂戴したいと思います。また、御指導を頂戴したいと思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

(事務局 鷹野補佐)

事務局でございます。

以上をもちまして、令和2年度第2回長野県人権政策審議会を閉じさせていただきます。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(了)

## 令和2年度 第2回長野県人権政策審議会における質問事項についての回答

質問事項	回 答
1 外国人の関係で、医療通訳者の人材養成と記載があるが、現在、県内の医療通訳者の人数、及びどれぐらいの病院に何人ぐらい配属されているか教えていただきたい。	<p>県内の全医療機関の状況は把握できていませんが、「令和元年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(厚生労働省)のうち、厚生労働省から共有されたデータによると、医療通訳者は県内4医療機関に11名が配置されています。</p> <p>また、外国人患者を安全かつ円滑に受け入れるための調整役としての「外国人患者受入医療コーディネーター」が1医療機関に4名配置されているほか、翻訳機能を搭載したタブレット端末や電話通訳サービス等を活用する医療機関も増えており、様々なチャンネルでの体制整備が進んでいます。</p>